

公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー全国大会等開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光及びコンベンションの振興に寄与する事業並びに国際的知名度又は情報発信機能の向上に寄与する事業に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 国際会議等とは、学術、文化、技術等の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術、文化、技術等の研究の発表又は討論のための国際的な会議、スポーツ大会等をいう。
- (2) 国内大会とは、会議、集会、セミナー等をいう。
- (3) 国内学会等とは、学者により構成され、学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表又は討論のための会議、集会、セミナー等をいう。
- (4) スポーツ大会とは、その大会が行う競技の振興及び発展を目的とする競技団体又はその下部組織が主催、共催、後援等を行う競技大会をいう。
- (5) 合宿等とは、各種競技団体、学校等が技術向上、交流等を目的に開催するスポーツ合宿、文化活動等営利を目的としないものをいう。
- (6) 外国人参加者とは、海外から参加する外国人をいう。
- (7) 全国規模とは、全国30都道府県以上(香川県を含む。)からの参加があるもの又は県外参加者の延べ宿泊数が1,000泊以上あるものをいう。
- (8) その他規模とは、3県以上(香川県を含む。)から参加があるものをいう。
- (9) 近隣町とは、三木町、直島町及び綾川町をいう。
- (10) エクスカーションとは、大会等の主催者が計画し、実施する観光旅行、視察旅行等をいう。
- (11) 賛助会員施設とは、当該年度4月1日(年度途中に入会した宿泊施設はその入会した日)に当財団賛助会員として加盟している高松市又は近隣町にある宿泊施設並びに宿泊施設で組織する同業種団体の加盟施設をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助対象とするコンベンションは、次の各号に定めるところとする。

- (1) 国際会議等においては、以下のすべてに該当するもの。
 - ア 高松市又は近隣町で開催されるもの
 - イ 高松市又は近隣町に宿泊する県外参加者の延べ宿泊数が、50泊以上あるもの。
なお、当該県外参加者の延べ宿泊数は、開催期間中の宿泊数のほか、その前後泊数も含む。
 - ウ 全参加者数のうち外国人参加者数の占める割合が20%以上のもの。ただし、そ

の割合が20%に満たない場合であっても補助対象とすることができる。この場合における全参加者数は、外国人参加者数に5を乗じて得た数とし、そのみなし全参加者数に含まれる県外参加者を、本号イの規定を適用する。

エ プログラム、抄録集等参加者への配布物に当財団補助事業であることが明記されているもの

オ 主催者アンケート（1部）及び県外参加者アンケート（10部）を提出されたもの

(2) 国内大会及び国内学会等においては、以下のすべてに該当するもの。

ア 高松市又は近隣町で開催されるもの

イ 高松市又は近隣町に宿泊する県外参加者の延べ宿泊数が、100泊以上あるもの。
なお、当該県外参加者の延べ宿泊数は、開催期間中の宿泊数のほか、その前後泊数も含む。

ウ プログラム、抄録集等参加者への配布物に当財団補助事業であることが明記されているもの

エ 主催者アンケート（1部）及び県外参加者アンケート（10部）を提出されたもの

(3) スポーツ大会においては、以下のすべてに該当するもの

ア 香川県内で開催されるもの

イ 高松市又は近隣町に宿泊する県外参加者の延べ宿泊数が、100泊以上あるもの。
なお、当該県外参加者の延べ宿泊数は、開催期間中の宿泊数のほか、その前後泊数も含む。

ウ プログラム、抄録集等参加者への配布物に当財団補助事業であることが明記されているもの

エ 主催者アンケート（1部）及び県外参加者アンケート（10部）を提出されたもの

(4) 合宿等においては、以下のすべてに該当するもの

ア 香川県内で開催されるもの

イ 高松市又は近隣町に宿泊する県外参加者の延べ宿泊数が、100泊以上あるもの。
なお、当該県外参加者の延べ宿泊数は、開催期間中の宿泊数のほか、その前後泊数も含む。

ウ 主催者アンケート（1部）及び県外参加者アンケート（10部）を提出されたもの

2 補助対象とするエクスカッションは、前項第1号、第2号及び第3号の要件を満たすもので、かつ、エクスカッション実施のためバス又は船舶を貸切契約し、高松市内の観光施設等を2か所以上訪問するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合、補助対象としないものとする。

(1) 国若しくは地方公共団体が主催又は共催（名義共催は除く。）するもの

(2) 高松市から補助金が交付されるもの

(3) 宗教又は政治的活動を目的とするもの

- (4) 不特定多数の参加者から入場料を徴取するもの
- (5) その他、理事長が不相当と認めるもの

(補助金額及びエクスカーション助成金)

第4条 補助金額及びエクスカーション助成金は、別表及び次の各号により算定される金額以内とする。

- (1) 国際会議等においては、参加者助成額及びエクスカーション助成金の合算額
 - (2) 国内大会及び国内学会等並びにスポーツ大会においては、運営費助成額、参加者助成額及びエクスカーション助成金の合算額
 - (3) 合宿等においては、参加者助成額
- 2 前項により算定された補助金額が、理事長の認める事業費の25%を越えた場合、その事業費の25%を最高限度額とする。ただし、合宿等はその限りではない。
- 3 前2項の定めにより算定された補助金額及び第1項の定めにより算定されたエクスカーション助成金に1千円未満の金額が生ずるときは、それぞれ切り捨てるものとする。
- 4 申請者は、補助金交付規程（以下、「規程」という。）第4条により交付の決定を受けた補助事業は、いかなる理由があっても、その補助金の交付予定額を超えて補助を受けることはできない。

(変更手続きの省略)

第5条 申請者は、別表に定める参加者助成額を減額する場合に限り、規程第6条第1項第1号に定める補助事業の変更手続きを省略できるものとする。

- 2 理事長は、申請者が前項により変更手続きを省略した場合、規程第4条及び第5条の手続きを省略するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年7月1日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等にかかる補助金から適用する。

別表

種 別	補 助 金 額		エクスカージョン 助成金
	運営費助成額	参加者助成額	
国際会議等		賛助会員施設に宿泊した県外参加者の延べ宿泊数に2,000円を乗じた額 (限度額) 500万円	賃借した台(隻)数に3万円を乗じた額又は賃借料の1/2の額のどちらか低い方 (限度額) 30万円
国内大会及び国内学会等	当財団賛助会員を、3業種利用した場合 20万円	賛助会員施設に宿泊した県外参加者の延べ宿泊数に500円を乗じた額 (限度額) 全国規模 180万円 その他規模 80万円	
スポーツ大会		賛助会員施設に宿泊した県外参加者の延べ宿泊数に500円を乗じた額 (限度額) 全国規模 80万円 その他規模 30万円	
合 宿 等		賛助会員施設に宿泊した県外参加者の延べ宿泊数に300円を乗じた額 (限度額) 50万円	